

2019年2月1日

Contents

I Lawyer's Eye

土壤汚染防止法の成立

北京オフィス顧問 李 彬

II 中国法令アップデート

- ・中国(広東)、(天津)、(福建)自由貿易試験区改革開放の更なる深化に関する方案
- ・外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)
- ・自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)
- ・「外商投資企業の設立及び変更にかかる届出管理暫定弁法」の改正に関する決定
- ・国務院による自由貿易試験区の改革革新の深化への支持に関する若干措置の通知
- ・中華人民共和国外商投資法(草案)
- ・中華人民共和国外資系銀行に対する管理条例(意見募集稿)
- ・最高人民法院による特許の授権及び権利確認の行政案件の審理における若干問題に関する規定(一)(公開意見募集稿)
- ・最高人民法院による知的財産法廷の若干問題に関する規定
- ・中華人民共和國特許法修正案(草案)
- ・最高人民法院による知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する規定
- ・企業名称登記管理条例(意見募集稿)
- ・国務院による「証照分離」改革の全国展開に関する通知
- ・上海市市場监督管理局による《上海市企業「一照多址」届出管理試行弁法》の印刷発行に関する通知
- ・全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和國会社法」の修正に関する決定
- ・企業簡易抹消登記改革試行の更なる完備のための業務の展開に関する通知
- ・「中華人民共和國民法総則」の訴訟時効制度の適用における若干問題に関する解説
- ・民法典各編(草案)
- ・最高人民法院による人民法院の財産処分の際の参考価格の確定における若干問題に関する規定
- ・中華人民共和國電子商務法
- ・財政部、税関総署、国家税務総局による越境 EC 小売輸入税收政策の整備に関する通知
- ・税関総署公告 2018 年第 194 号(越境 EC 小売輸出入商品関連の監督管理事務に関する公告)

- ・ブロックチェーン情報サービス管理規定
- ・「中華人民共和国個人所得税法」の修正に関する決定
- ・保険会社の資金による企業株式持分投資に関する管理弁法(意見募集稿)
- ・自動車産業投資管理規定
- ・中華人民共和国薬品管理法(修正草案)
- ・市場監督管理行政処罰手続暫定規定(意見募集稿)
- ・最高人民法院によるインターネット法院の案件審理における若干問題に関する規定

Ⅲ 台湾法令アップデート

- ・「会社法」の改正
- ・「会社法第 22 条の 1 による情報届出及び管理弁法」の制定
- ・「会社の外国語名称の登記」に関する通達
- ・「財務諸表が公認会計士による監査が必要な会社資本金金額及び一定規模」に関する通達
- ・「会社登記弁法(原名称:会社の登記及び認許弁法)」の改正
- ・「インターネット接続型ゲームサービスの契約約款の要記載事項及び記載不可事項(原名称:オンラインゲーム契約約款の要記載事項及び記載不可事項)」の改訂
- ・「輸出入業者登記弁法」の改正
- ・「税務調査徴収法」の改正(1)
- ・「税務調査徴収法」の改正(2)
- ・「就業服務法」の改正
- ・「労働事件法」の制定
- ・「外国人停留居留及び永久居留弁法」の改正
- ・最低賃金の引き上げ
- ・「証券取引法」の改正
- ・「裁判所組織法」の改正
- ・「行政裁判所組織法」の改正

Ⅳ 中国万感

中国におけるネットサービスの進化

弁護士 大内 麻子

I Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 李 彬

土壤污染防治法の成立

2018年8月31日に土壤污染防治法が公布され、2019年1月1日から施行されている。これまで中国では日本の土壤汚染対策法に相当する法律が存在せず、本法は土壤汚染を防止・管理するための規制をする初めての法律である。

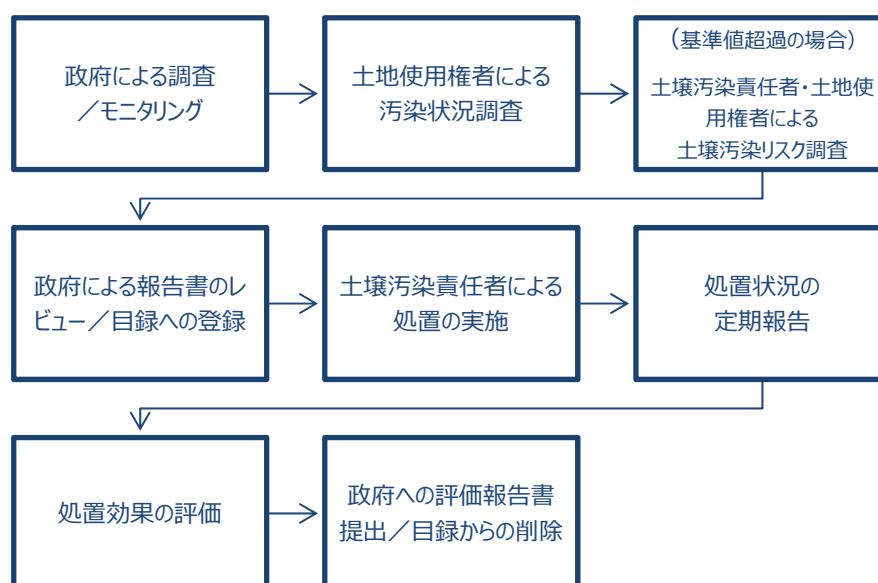
本法は全7章、99条からなる法律であり、国や地方政府の責務や土地利用に関する規律を含む内容となっているが、本稿では特に企業にとって金額的なインパクトが大きいと思われる建設用地の汚染除去措置等が命じられる流れについて初期的な検討を試みる。

1 土壤污染防治法以前の状況

本法制定前は、環境保護法や農業法、土地管理法等において地方政府や事業者の一般的な汚染防止義務が定められていたものの、2016年の国務院による「土壤污染防治行動計画」¹とそれを受けて制定された(本法に近い内容を定めた)環境保護部による「汚染区画土壤環境管理弁法(試行)」²までは、例えば環境保護部による「工業企業用地再開発・利用の環境安全の保証に関する通知」³等の規範性文書において「汚染した者が処理する」(誰汚染、誰治理)といった原則が定められていたに止まり、利害関係者の義務・責任は法律レベルで明確には規定されていなかったと思われる。

2 汚染除去措置が命じられるまでの流れ

個別の土壤汚染については以下の流れで事業者に対して各種の義務が課されることになる。



¹ 中国語:土壤污染防治行动计划

² 中国語:污染地块土壤环境管理办法(试行)

³ 中国語:关于保障工业企业场地再开发利用环境安全的通知(环发[2012]140号)

(1) 政府による土壤汚染状況の把握

各地方政府の環境部門が土壤汚染状況の調査・モニタリングを行う(当局は調査を実施する義務を負っている。法 15 条)。土壤汚染リスクが存在する区画を発見した場合、土地使用権者に対して土壤汚染状況の調査を行うよう指示する(法 59 条 1 項)。

また、地方政府は有毒・有害物質の排出状況に応じて「土壤汚染重点監督管理単位目録」⁴を作成し、これに含まれる企業の排出状況等をモニタリングする(法 21 条)。

(2) 土壤汚染状況調査・土壤汚染リスク調査

土地使用権者は、かかる指示を受けて汚染状況の調査を行い、「土壤汚染状況評価」を行い、報告書を地方政府の環境保護部門に提出する(法 59 条 1 項)。

汚染状況が基準値を上回っていることが明らかになった場合、「土壤汚染責任者」及び土地使用権者は「土壤汚染リスク評価」を行い、法庫置く書を省レベルの環境保護部門に提出する(法 60 条)。

「状況評価」の報告書は、土地の基本情報、基準値⁵超過の有無が中心であり(法 36 条 2 項)、「リスク評価」の報告書は、主要な汚染物の状況、土壤・地下水汚染の範囲、汚染による農産品の品質・公衆の健康・生態へのリスク、汚染の拡大防止・修復のための目標と基本方針等が含まれる(法 37 条 2 項)。

これらの報告書は実際には環境コンサルタント等によって作成されることになるとと思われる。

※土壤汚染責任者

本法は「土壤汚染責任者」が土壤汚染に対して一次的な責任を負うとするが(法 45 条 1 項前段)、法律内に特段定義は置かれず、環境保護部が関連する部門と共同して制定する基準により認定するとされている(法 48 条)。今後公表される基準に留意が必要である。

※土地使用権者

土地使用権者は上記の調査を行う義務を負担しているほか、「土壤汚染責任者」を確定できない場合、土地使用権者が処置を行う責任を負うとされている(法 45 条 1 項後段)。

(3) 土壤汚染リスクコントロール・修復目録

環境保護部門と天然資源部門が共同してリスク評価報告書の評価を行うとともに、リスクコントロール・修復が必要な区画の情報を「土壤汚染リスクコントロール・修復目録」に登録する(法 61 条 1 項)。

当該目録に登録されることで、対象となる土地を住宅用地、公共管理・公共サービス用地として用いることができなくなる(同条 2 項)。また、リスクコントロール・修復が完了するまでは、リスクコントロール・修復と無関係な建設プロジェクトの着工をすることが禁止される(法 66 条 3 項)。

(4) 処置の実施

土壤汚染責任者(これを確定できない場合は土地使用権者)が国家の関連規定及び土壤汚染リスク評価報告書に従ってリスクコントロール処置と修復処置を実施する(法 62 条、64 条)。実施すべき処置には、地下水汚染を防止・修復する内容も含まれるとされている。

⁴ 例えば成都市が公表している目録は以下のリンクで掲載されている。

<http://www.cdepb.gov.cn/cdepbws/Web/Template/GovDefaultInfo.aspx?aid=BA21429246314860A06DA29577ECFE8A&cid=1116>

⁵ 建設用地における基準値は「土壤環境品質建設用地土壤汚染リスクコントロール基準(試行)」(中国語:土壤环境质量建设用 地土壤污染风险管控标准(试行))において規定されている。

処置の状況は定期的に当局に報告するほか、修復措置の完了後には修復効果の評価を行い、効果評価報告書を当局に提出するとされている。

省レベルの環境保護部門と天然資源等の関連部門が効果評価報告をレビューし、「リスク評価報告」に記載された目標を達成して安全に利用可能となったと認めた場合、「土壤汚染リスクコントロール・修復目録」から当該土地の情報が削除される。

(5) 情報公開

以上のプロセスで作成される各種の書面、例えば地方政府による全面的な調査・モニタリングの報告、土壤汚染リスク評価報告書、リスク管理効果評価報告書、修復効果評価報告書等の書面は、適時に「全国土壤環境情報プラットフォーム」⁶において公表されることが予定されている点も注目される(法 82 条)。

3 小括

以上見てきたように、本法は地方の環境保護部門における汚染リスクの発見からその後の処置、更には情報公開までを統一的に規律する内容となっている。実際に汚染が発生した場合、以上の処置に加え、周辺住民からの集団訴訟を受けるおそれがあるほか、公益訴訟の対象にもされていること(法 97 条)にも留意が必要と思われる。

また、本法では「土壤汚染責任者」が明らかでない場合には土地使用者が責任の主体となることが明確となっていることから、土地使用者の譲受け、ないし建物所有権・土地使用者を保有する法人の買収にあたっては、これまで以上に土壤汚染に関する DD と契約上の手当てが重要となる。

冒頭で紹介した 2016 年の土壤汚染防止行動計画以降、環境保護部の部門規定の整備、本法の制定が続いており、今後、大きな方向性として、中国において地方政府も対策に注力してくるであろうことは確実と思われる。今後の立法動向や各地での運用を注視する必要がある

以上

⁶ 本ニュースレター執筆時点においては、当該プラットフォームは未開設と思われる。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	北京オフィス顧問 李 加弟
弁護士 尾関 麻帆	北京オフィス顧問 李 彬
	上海オフィス顧問 繆 媛媛
	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

(外商投資規制、「自由貿易試験区」関連)

中国(広東)、(天津)、(福建)自由貿易試験区改革開放の更なる深化に関する方案

[ポイント] 国務院は、2018年5月4日付で、「中国(広東)自由貿易試験区における改革開放の更なる深化方案の印刷・配布に関する通達」、「中国(天津)自由貿易試験区における改革開放の更なる深化方案の印刷・配布に関する通達」、「中国(福建)自由貿易試験区における改革開放の更なる深化方案の印刷・配布に関する通達」を公布し、これら3つの自由貿易区において、貿易、投資、金融等の分野での改革をより一層進める方針を明らかにした。各方案では2020年に向けて広東省・天津市・福建省独自の特性を踏まえて建設目標が掲げられ、その具体的な措置が盛り込まれている。

2018年5月4日公布、2018年5月4日施行

(広東:国発[2018]13号 天津:国発[2018]14号 福建:国発[2018]15号)

[原文] [进一步深化中国\(广东\)、\(天津\)、\(福建\)自由贸易试验区改革开放方案](#)

① 外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)

② 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)

[ポイント] 中国においては、外資企業による投資、企業経営が業種に応じて異なる制限が課され、2017年6月28日に公布された外商投資産業指導目録(2017年度版)に基づき管理されていた。この度、国家発展改革委員会及び商務部により、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」、「2018年全国版ネガティブリスト」及び自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)、「2018年自由貿易試験区版ネガティブリスト」が公布され、金融、インフラ、交通運輸、流通をはじめとする全国及び自由貿易試験区における新たな対外開放措置が明らかにされた。これにより、外商投資産業指導目録(2017年度版)は、奨励類についてのみ有効に存続し、より厳しい規制の対象業種のネガティブリストは別リストで管理されることになった。2018年全国版ネガティブリストは、2017年に発表された全国区のためのネガティブリストと比較すると金融、インフラ、交通運輸、農業、エネルギー等の22項目について新たに対外開放が進んでおり、また金融及び自動車製造業については対外開放に向けた将来的なスケジュールが具体的な数値として公表された。2018年自由貿易試験区版ネガティブリストは2018年全国区ネガティブリストと比較すると、より一層多くの項目が開放され45項目まで削減されている、削減された項目の中には、石油などの採掘業、交通運輸、郵政、法律サービス、文化、教育及び娯楽などの分野が含まれる。

① 2018年6月28日公布、2018年7月28日施行 (中華人民共和国国家発展和改革委員会、中華人民共和国商務部令第18号)

② 2018年6月30日公布、2018年7月30日施行 (中華人民共和国国家発展和改革委員会、中華人民

共和国商務部令第 19 号)

[原文] 外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2018 年版）

[原文] 自由貿易試驗區外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2018 年版）

「外商投資企業の設立及び変更にかかる届出管理暫定弁法」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、外商投資企業の設立及び変更にかかる手続きにおいて、「単一申請書、単一手続き」を一層推進するために「外商投資企業の設立及び変更にかかる届出管理暫定弁法」(商務部令 2017 年第 2 号)を一部改正するものである。本決定により、外商投資企業の設立登記、登記変更の申請を工商部門で行うことにより、商務部門における届出は不要となり、商務部門は、今後は工商局と共有するデータベースを通じて、必要な情報を受領することになる。外商投資企業により、オンラインを通じて申請、アップロードされた資料は、審査機構により、適格性及び正確性が審査され、当該審査で是正を指示された外商投資企業又はその出資者は、5 営業日以内に追加情報または修正された情報を別途オンライン申請する必要がある。本決定は外商投資企業の設立及び変更にかかる行政手続きを大きく簡素化するものであり、今後は、同手続きに伴うコスト及び時間が削減されることが期待される。

2018 年 6 月 29 日公布、2018 年 6 月 30 日施行（中華人民共和國商務部令 2018 年第 6 号）

[原文] 关于修改《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》的决定

國務院による自由貿易試験区の改革革新の深化への支持に関する若干措置の通知

[ポイント] 國務院からの本通知は、全国の自由貿易試験区における改革革新を更に推進するものである。具体的には、自由貿易試験区において、①投資環境の開放、②貿易・通関手続の簡素化、③金融サービスの推進、④労務管理規制の緩和等である。①に関しては、外商投資建設工程設計企業の外国籍技術人員比率等が緩和されることになる。また、外商投資による建築業企業のライセンス(資質)の認可権限が自由貿易試験区レベルまで権限移譲される点等が注目される。

2018 年 11 月 7 日公布（国発[2018]38 号）

[原文] 国务院关于支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施的通知

中華人民共和國外商投資法(草案)

[ポイント] 2018 年 12 月 23 日、本外商投資法(草案)が、全人代常務委員会の審議に付された。本草案において、主に以下の内容が注目される。

- ①外商投資企業に対する平等待遇の保障：政府調達活動への公平な参与等の保障
- ②外商投資の「ネガティブリスト管理制度」の全面的な実施
- ③外商投資企業の管理を(国内企業レベルと同等に)簡易化
- ④外商投資保護：例えば、(例外的な状況で)財産が収用された場合の合理的補償、中国国内における出資(配当金)、知財(ロイヤルティ)等の回収(外貨持出し)の保障、行政機関等が技術譲渡を強制することの禁止
但し、正式に公布される見通しは今のところ立っておらず、審議状況を注視する必要がある。

2018 年 12 月 23 日公表

[原文] 中華人民共和國外商投資法（草案）

中華人民共和國外資系銀行に対する管理条例(意見募集稿)

[ポイント] 同管理条例により、外資系銀行による中国への参入規制及び関連業務に関する制限がさらに緩和された。外国銀行は、中国において、外商独資銀行及び外国銀行支店を同時に併設することができ、また、中外合弁銀行及び外国銀行の支店を同時に併設することが可能になった。この他、これまでの「外国銀行の支店は、

中国国内の公民から 100 万元未満の定期預金を受けることができる」との条項を改正し、「外国銀行の支店は、中国国内の公民から 50 万元未満の定期預金を受けることができる」とた。

2018 年 10 月 25 日公布

(意見募集期間:2018 年 10 月 25 日～11 月 25 日)

[原文] 中华人民共和国外资银行管理条例(征求意见稿)

(知財関連)

最高人民法院による特許の授権及び権利確認の行政案件の審理における若干問題に関する規定(一)(公開意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、専利復審委員会より下された拒絶決定又は無効宣告決定を不服とした場合、専利復審委員会を被告にして提起する行政訴訟に関するものである。

本意見募集稿は主に、上記の行政訴訟において、クレームの解釈方法、専利法に定める特許権不成立や特許無効の原因に関する条文の具体的な適用、出願日以降に提出する化学発明における試験データの取扱い、追加で提出する証拠の効力といった実務に影響を与える内容を多く定めている。

(意見募集期間:2018 年 6 月 2 日～7 月 1 日)

[原文] 最高人民法院关于审理专利授权确权行政案件若干问题的规定(一)(公开征求意见稿)

最高人民法院による知的財産法廷の若干問題に関する規定

[ポイント] 本規定は、知的財産事件の審理基準の統一を図るために、特許等の知的財産事件の控訴審の管轄を最高人民法院(日本の最高裁判所に相当)に変更すると定めたものである。

本規定によれば、2018 年 10 月 26 日に、公布された全国人民代表大会常務委員会による「特許等の知的財産案件訴訟手続における若干問題についての決定」を踏まえて、専門性の高い特許等の知的財産事件(民事事件と行政事件の両方を含む。)の控訴審の管轄について、従来的高级人民法院(日本の高等裁判所に相当)から最高人民法院に変更するとされている。このため、最高人民法院は北京市において知的財産法廷を常設してこのような専門的な知見を要する事件の控訴審の審理に当たらせる。また、知的財産法廷は事件の状況に応じて、現地又は一審を管轄する裁判所の所在地を巡回して法廷を開くことも可能とされている。

2018 年 12 月 27 日公布、2019 年 1 月 1 日施行(法釈[2018]22 号)

[原文] 最高人民法院关于知识产权法庭若干问题的规定

中華人民共和国特許法修正案(草案)

[ポイント] 本草案は、2015 年にパブリックコメントを実施した専利法修正案を検討して再びパブリックコメントを行ったものであり、現行法に比べて、主な改正点は以下のとおりである。①意匠権の国内優先権の新設及び権利存続期間の延長。現行法は、意匠権の国内優先権を認めていないが、本草案は、意匠権についても、中国で最初に出願した日から 6 ヶ月以内であれば、発明及び実用新案と同様に、国内優先権を主張することができる。②特許権の存続期間の延長登録制度の導入。中国国内・国外で同時発売を申請する革新的医薬品(Innovator Medicine)に係る特許に関して、國務院は当該特許の存続期間について 5 年を上限として延長登録を決定することができる。③開放特許の制度の新設。本草案は、特許の実用化を促進するために、特許を開放する旨の意思を表明した特許権者の特許について、第三者は所定のロイヤリティを支払えば、当該特許を実施することができる。④インターネットサービスプロバイダー(「ISP」)の連帯責任。本草案によれば、特許権者又は利害関係者が確定判決等をもって、ISP に対して、侵害リンクの削除・遮断・切断等の措置を要請したにもかかわらず、ISP は、これを滞った場合には、これにより損害が拡大した部分につき侵害者と連帯責任を負

とされている。⑤損害賠償制度の強化。本草案によれば、故意に特許権を侵害した者に対して、裁判所は通常の損害賠償額の5倍を上限とした懲罰的損害賠償を命じることができるとされており、また、法定賠償額については、現行法の1万元以上100万元以下という法定賠償の範囲を、10万元以上500万元以下まで引き上げる。⑥特許権侵害訴訟の時効等の改正。本草案は、民法総則の訴訟時効制度に合わせて、現行の特許権侵害訴訟の時効について2年から3年に変更した。なお、今後、専利法実施細則や専利審査指南に関する改正も予想されるので、引き続き、関連の法改正の動向を注視していきたい。

(意見募集期間:2019年1月4日~2月3日)

[原文] [中华人民共和国专利法修正案\(草案\)](#)

最高人民法院による知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する規定

本規定は、知的財産事件等における行為保全(日本の「仮処分」に相当)について定めたものである。中国では、行為保全に関する一般規定は民事訴訟法第100条、101条に定められており、知的財産事件における行為保全に関する規定は知的財産権の個別法及びその司法解釈に散見される。本規定は、これらの個別規定をまとめつつ、知的財産事件における行為保全の申立者、提出が必要になる資料・証拠、緊急時の行為保全の要件、行為保全の必要性を判断する際考慮すべき要素等について具体的に定められている。なお、本規定は不正競争事件における行為保全にも適用されるので、営業秘密の侵害その他の不正競争をめぐる紛争も本規定に基づいて行為保全を申立てることが可能になる。

2018年12月12日公布、2019年1月1日施行(法釈[2018]21号)

[原文] [最高人民法院关于审查知识产权纠纷行为保全案件适用法律若干问题的规定](#)

(会社管理規制)

企業名称登記管理条例(意見募集稿)

[ポイント]同管理条例は、1991年から施行されている「企業名称登記管理規定」を代替するものであり、6章、41条から構成されている。主な内容としては次通りである。「企業は、その主要業務が国民経済業種分類基準によって区分された業種に基づき、当該業種又は事業の特徴を企業名称に明示しなければならない。国民経済業種分類基準に規定がない場合、政策文書、産業慣習又は専門文献などを参考して明示することができる。」、「授權を受けた場合を除き、企業名称は他の企業の名称を含めてはならず、他の法人や非法人組織の名称を含めてはならない。授權を受けたなどの場合を除き、他人の登録商標、登録されていない馳名商標、一定の影響を持つ社会組織の名称(略称などを含む)、氏名(ペンネーム、芸名、訳名などを含む)、サイト名などを屋号として無断で使用し、公衆を誤解させてはならない。」、また、「申請者は、企業設立登記を行う時に企業名称の登録を申請する。その方法は2種類あり、(一)企業名称申請システムを通じて、登録を受けようとする企業名称を提出する。(二)企業設立登記を行う時に、企業登記機関に登録を受けようとする企業名称を直接提出する。」等を規定している。

2018年7月9日公布

(意見募集期間:2018年7月9日~8月8日)

[原文] [企业名称登记管理条例\(征求意见稿\)](#)

国务院による「証照分離」改革の全国展開に関する通知

[ポイント] 本通知は、商環境の改善を目指して上海市浦東新区、更には全国の自由貿易試験区にて試行されていた「証照分離」を全国に展開するものである。「証照分離」とは、市場監督管理部門が発行する営業許可証(事業主体となるための一般的な許可)と各業界の主管部門が発行する経営許可証(特定の業種についての経

営許可)を分離し、不要な審査や認可を廃止することで事業開始の風通しを良くすることを狙った政策をいう。今後の具体的な改正に注目されたい。

2018年9月27日公布、同日施行（国発[2018]35号）

[原文] [国务院关于在全国推开“证照分离”改革的通知](#)

上海市市場監督管理局による「上海市企業「一照多址」届出管理試行弁法」の印刷発行に関する通知

[ポイント] 本弁法は、「一照多址」制度の上海市における試行について定めた地方性法規である。「一照多址」制度とは、支店(分公司)設立登記により別途営業許可証を取得することなく、法定住所以外の場所で営業を行うことを認める制度を指す。「一照多址」届出を行う場合、(i) 新たな住所は法定住所と同一区内に所在する必要がある、(ii) 新たな住所における経営活動は行政許可に関わらず経営範囲を超えてはならない。

なお、「一照多址」制度は、ネガティブリストに該当する外商投資企業については適用されない点には留意が必要である。

2018年12月17日公布、2019年1月1日施行（滬市監規[2018]1号）

[原文] [上海市市场监督管理局关于印发《上海市企业“一照多址”备案管理试行办法》的通知](#)

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国会社法」の修正に関する決定

[ポイント] 会社法において自己株式の取得は原則として禁止されている(同法第142条)。本改正は、自己株式取得禁止の例外を拡大するとともに、一定の場合には株主総会の決議を不要にするなど、自己株式取得手続の簡易化も図っている。

2018年10月26日公布、同日施行（中華人民共和國主席令第15号）

[原文] [全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国公司法》的决定](#)

企業簡易抹消登記改革試行の更なる完備のための業務の展開に関する通知

[ポイント] 国家市場監督管理総局は、企業の抹消登記手続の簡易な手続として導入された簡易抹消登記手続が抱える、適用範囲が限定的すぎる、公告期間が長すぎる、登記手続処理率が低い、という問題点を改善するために、本通知を発表した。本通知は、北京市、深セン市などの21の市及び区を、企業簡易抹消登記改革を促進するための試行地域として改めて指定し、試行地域においては簡易抹消登記手続に必要な公告期間を40日から20日に短縮することなど様々な取り組みが行われることが明らかになった。本通知により、試行地域に所在する一定の条件を満たす企業については、企業抹消登記の際に簡易手続を選択することにより、撤退に要する時間が今後は短縮化されることが期待される。

2018年12月6日公布、2018年1月31日以前に実施開始(各試行地域により異なる)（国市監注[2018]237号）

[原文] [关于开展进一步完善企业简易注销登记改革试点工作的通知](#)

(民法)

「中華人民共和国民法総則」の訴訟時効制度の適用における若干問題に関する解説

[ポイント] 民事訴訟における時効等に関する中国の民法上の基本事項を規定する法令は、「民法総則」を実施する前から「民法通則」がある。現在は2017年10月付けで公布された「民法総則」と共に両法令が並存している状態となっている。両法令では、通常の訴訟時効に関する規定が異なり、「民法総則」では3年、「民法通則」では2年・1年と定められている。異なる規定の適用を明確に区別できるようにするため、最高人民法院は裁判実務に基づき、本司法解釈を制定した。どのような場合に「民法総則」の規定を適用し、どのような場合に「民法通則」の規定を適用するかは、本司法解釈を通して、ある程度明確に判断できるようになった。

(2018年7月2日公布、2018年7月23日施行)(最高人民法院) (法釈[2018]12号)

[原文] [关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉诉讼时效制度若干问题的解释](#)

民法典各編(草案)

[ポイント] 近年中国において民法典の編纂が積極的に推進されてきた。民法典は総則と各編に分けられ、「民法総則」は既に2017年10月1日付けで正式に施行された。その後、各編の制定が開始され、本草案はその公開意見を募集する草案である。本草案は、物権、契約、人格権、婚姻・家庭、相続、不法行為責任の六部分からなり、全部で1034条がある。各編において現行法の一部を改正する点がある。例えば、物権編では、住宅権に関する規定が新たに設けられ、契約編では、電子契約の成立、履行などに関する規定が改善された。また婚姻・家庭編では、婚姻禁止の条件が削除された。要約すると、時代の変化、国民の権利を尊重する等が顕れている。ただ、民法典の本草案には条文が多く、内容も民事事件の各方面に関連するため、今後は長時間にわたる数回の修正及び調整が行われるはずであろう。

(意見募集期間:2018年9月5日~2018年11月3日)(全国人民代表大会常務委員会)

[原文] [民法典各分編\(草案\)](#)

(民事執行)

最高人民法院による人民法院の財産処分の際の参考価格の確定における若干問題に関する規定

[ポイント] 本規定は、裁判所が差押え又は凍結等の保全措置を講じた財産(「対象財産」)を売却又は競売するにあたって、対象財産の参考価格の決定方法や決定プロセス等を定めており、対象財産の処分手続の透明化を図るものである。本規定は、対象財産の参考価格の決定方法に関して、従来からある第三者評価機関への委託評価のほか、新たに当事者の合意、特定機関への照会及びインターネットによる照会という三つの方法を加えており、各決定方法の適用順位、適用条件について定めている。とりわけ、インターネットによる照会及び第三者評価機関への委託評価に関して、照会手続、照会結果に対する異議の申立、手数料の計算方法・負担者について具体的に定めている。

2018年8月28日公布、9月1日施行 (法釈[2018]15号)

[原文] [最高人民法院关于人民法院确定财产处置参考价若干问题的规定](#)

(EC規制)

中華人民共和国電子商務法

[ポイント] 本法は、中国域内の電子取引(EC)活動を規律する基本法であり、電子取引にかかる契約の締結・履行等に関する規定、消費者保護に関する規定、プラットフォームの義務・責任等に関する規定など内容は多岐に亘る。基本法でありながら、具体的な規定も含まれているため、EC取引について検討する際には参照する必要がある。「インターネット等の情報ネットワークを通じた商品販売又はサービス提供にかかる経営活動」が同法の適用対象となる一方、「金融類の商品及びサービス、情報ネットワークを利用して提供するニュース、音楽・動画番組、出版及び文化商品等にかかるサービス」は対象外となる点には注意されたい(第2条)。

2018年8月31日公布、2019年1月1日施行 (中華人民共和国主席令第7号)

[原文] [中华人民共和国电子商务法](#)

財政部、税関総署、国家税務総局による越境EC小売輸入税収政策の整備に関する通知

[ポイント] 本通知は、越境ECにおける税優遇策の上限金額を引き上げ、越境EC取引の促進を図った通知である。具体的には、本通知により、一人当たり年間取引限度額:2万元→2万6000元、一回当たり取引上限額:2000元→5000元という調整がなされた。これにより中国消費者の税優遇が拡大され、越境EC取引の更なる

発展が見込まれる。

2018年11月29日公布、2019年1月1日施行（財関税[2018]49号）

[原文] [财政部、海关总署、国家税务总局关于完善跨境电子商务零售进口税收政策的通知](#)

税関総署公告 2018 年第 194 号(越境 EC 小売輸出入商品関連の監督管理事務に関する公告)

[ポイント] 税関総署公告 2016 年第 26 号(越境 EC 小売輸出入商品関連の監督管理事務に関する公告)が改正された。本公告は、越境 EC 企業の登録、小売り輸出入管理の対象、同管理対象への申請、徴税等に関して定めている。

2018年12月10日公布、2019年1月1日施行（税関総署公告 2018 年第 194 号）

[原文] [海关总署公告 2018 年第 194 号（关于跨境电子商务零售进出口商品有关监管事宜的公告）](#)

(ブロックチェーン規制)

ブロックチェーン情報サービス管理規定

[ポイント] ブロックチェーン技術を利用したサービスの展開について、中国ではこれまで特別な法規制は存在していなかった。本規定は、中国国内で「ブロックチェーン情報サービス」(ブロックチェーン技術又はシステムに基づき、ウェブサイト、システム等の形式で社会公衆向けに提供される情報サービス)に従事する場合に、同サービス提供者等が遵守すべき(初めての)管理規定である。本規定の主なポイントは以下の通りである。

- ブロックチェーン技術等を使用した情報サービスの中国での展開が、主として「インターネット安全法」(ネットセキュリティ)の側面から監督・管理されることになった。監督当局は、国家インターネット情報事務室(網信事務室)とされた。
- ブロックチェーン情報サービス提供者は、サービス開始後10日以内に、「網信事務室」の届出システムにおいて、名称、サービス内容、サーバ所在地等の情報を届け出る(同規定11条)。ウェブサイト上に届出番号を明示する必要あり。
- 「新しい」ブロックチェーン情報サービスのローンチについては、「網新事務室」の安全評価を経る必要がある(同規定9条)。

そもそも、中国において外資系企業が「インターネット情報サービス」事業を展開することは実務上も大きなハードルがある。本規定において、特段、外資規制の規定は存在しないが、外国企業、外資系企業が中国においてブロックチェーン技術等を用いた情報サービスを展開する場合、本規定及び管理実務の動向も注視していく必要がある。

2019年1月10日公布、2019年2月15日施行（国家互聯網信息弁公室令第3号）

[原文] [区块链信息服务管理规定](#)

(税法)

「中華人民共和国個人所得税法」の修正に関する決定

[ポイント] 本決定をもって、広く注目を集めた個人所得税法の改正案(「新法」)が公布された。また、新法の施行に合わせて、新たに改正された個人所得税法实施条例(「新条例」)、特別控除項目及び個人所得税の申告・納付手続に関する一連の細則も公布された。

新法及び新条例の改正は、居住者・非居住者の基準の変更、中国国内源泉所得の明確化、課税所得の種類と税率の見直し、基礎控除額の改定、特別控除項目の新設、納税者識別番号の付与、申告・納付方法の変更及び租税回避防止の新設等に多岐にわたっている。これらの改正は実務に大きな影響を及ぼすことになるので、会社は源泉徴収義務者として、従来の個人所得税の申告・納付業務のプロセスを大幅に見直す必要がある。なお、扶養者や賃料控除等の特別控除に関して、従業員から多くの情報を収集する必要があるため、国家税務総

局は、納税者がスマホからも手軽に情報入力等の操作ができる個人所得税用の APP をリリースして対応するように工夫している。

2018年8月31日公布、2019年1月1日施行（中華人民共和国主席令第9号）

[原文] [关于修改《中华人民共和国个人所得税法》的决定](#)

（保険規制）

保険会社の資金による企業株式持分投資に関する管理弁法（意見募集稿）

[ポイント]同管理弁法は、2010年から施行されている「保険会社の資金による企業株式持分投資に関する暫定弁法」を代替するもので、7章44条によって構成される。主な内容は、保険会社の資金による企業株式持分投資に対する業界範囲における制限を解除し、ネガティブリストというメカニズムを通じて、保険会社の資金が実体経済に供する能力を向上させることである。財務的収益を目的とする株式持分投資及び重大な株式持分投資を行う際に対する業界範囲の制限を設けず、保険会社に対して、自身の実際の状況を総合的に考慮した上で、自主的に業界と企業類型を選択し、株式持分投資に関する能力とリスク管理能力の強化を求めている。

2018年10月26日公布

（意見募集期間：2018年10月26日～11月26日）

[原文] [保险资金投资股权管理办法（征求意见稿）](#)

（自動車規制）

自動車産業投資管理規定

[ポイント]本規定は、自動車メーカーの乱立、生産能力の過剰を抑えるために、自動車産業への投資のために必要な条件及び事中・事後的管理の強化を定めたものである。本規定によれば、石油燃料車の製造への新規投資は基本的に禁止されており、既存の石油燃料車メーカーは電気自動車、充電式ハイブリッド車等の新エネルギー車(New Energy Vehicle)へシフトするよう開発に注力すべきであるとされている。また、電気自動車への新規投資に当たって、持続的な開発能力、建設規模等が要求されるほか、出資する主要な法人株主についての要件も具体的に定められている。なお、自動車エンジン、車載用電池等の基幹部品、車載用電池のリサイクル及び自動車部品の再製造も本規定の規制対象となる。

2018年12月10日公布、2019年1月10日施行（中華人民共和国国家発展和改革委員会令第22号）

[原文] [汽车产业投资管理規定](#)

（薬事規制）

中華人民共和国薬品管理法（修正草案）

[ポイント]中国の医療改革の重要な一環として、医薬品の管理制度の改革が2013年より論議されている。去年7月ごろ子供用ワクチン事件の発生が薬品監督管理制度の改革に拍車をきた。2018年11月に薬品管理法の修正草案が公開意見募集段階に入った。当該修正草案において、主に以下の修正が行われた。

1. 薬品の研究、生産、経営、使用といった全段階における監督制度の改善。その中、薬品上市許可保有者制度(MAH)の実施が重要な修正点である。薬品上市許可保有者が薬品上市後の全段階に対し、責任を負うと明確に規定されている。
2. 違法行為への処罰力の強化。全面的に違法行為の行政処罰の上限などを高めた。例えば、許可なしでの薬品生産経営行為にたいし、過料は薬品価値に相当する金額の2倍～5倍という基準より5倍～30倍と修正された。
3. 薬品許認可制度の改革。薬品許認可制度はより効率的に調整され、事前審査を減少し、事後監督を強化した。例えば、薬品生産品質管理規範及び経営品質管理規範認証は取り消され、薬品生産及び薬品経営許可

に編入された。

(意見募集期間:2018年11月1日～2018年12月1日)(全国人民代表大会常務委員会)

[原文] [中華人民共和國藥品管理法\(修正草案\)](#)

(行政手続)

市場監督管理行政処罰手続暫定規定(意見募集稿)

[ポイント] 中国の市場経済の発展にとともに、市場監督管理関連機構の構造改革が行われている。複数の部分に分散されている機能の集約を図るため、新たに国家市場監督管理総局が設立された。当該総局が市場監督管理体制及び法執行体制の改革のため、当該規定を起草した。

当該規定は八章に分けられ、合計八十一条がある。立法目的、管轄権限、一般手続、簡易手続、執行、期間及び送達などから全面的に規定されている。特に市場監督管理行政処罰案件の管轄原則は明確に設定され、案件調査及び証拠収集などの規則はより詳細にされ、案件調査審理の期限は明確に規定され、行政処罰決定の情報開示も強制的な要求となっている。

(意見募集期間:2018年11月5日～2018年12月5日)(国家市場監督管理総局)

[原文] [市場監督管理行政処罰手続暫定規定\(征求意见稿\)](#)

(司法制度)

最高人民法院によるインターネット法院の案件審理における若干問題に関する規定

[ポイント] 本規定は、それぞれ、北京、杭州及び広州における3つのインターネット法院による案件の受理や審理等に関する基準を統一することを目的として、中国初となる杭州インターネット法院の経験を活かしてインターネット法院の案件の受理範囲、送達、調停、証拠提出、開廷前の準備、開廷審理及び判決の言い渡しについて定めるものである。訴状の提出から判決の言い渡し、法律文書の送達までオンラインで行われることができるのがインターネット法院の最大の特徴といえる。

本規定によれば、インターネット法院は基礎人民法院(日本の地方裁判所に相当)に相当し、電子商取引、インターネットを通じた不法行為等の民事事件、検察が起訴するインターネットに係る公益訴訟、及びインターネット情報サービス管理・電子商取引等に係わる行政処分をめぐる紛争等についての一審を取り扱うとされる。また、本規定は、証拠として提出されるデータの信憑性の判断基準を明確にし、デジタル署名、タイムスタンプ、ハッシュ関数又はブロックチェーン等を利用した証拠収集及び改ざん防止のための技術手段の信頼性について前向きな姿勢を示している。

2018年9月6日公布、9月7日施行(法釈[2018]16号)

[原文] [最高人民法院关于互联网法院审理案件若干问题的规定](#)

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 鄭 宇恬

最新台湾法令の解説

<会社法制>

「会社法」の改正

〔ポイント〕今回の会社法改正は、ここ数十年に渡る企業業態の変化、ベンチャー企業の急成長、商業環境の変化などを受けたものである。改正された条文は 148 条にものぼり、直近 10 年で最も大きな改正となった。

本改正により、企業経営の柔軟性は格段に増大した。例えば、改正前においては、取締役(董事)人数は少なくとも 3 名と定められたが、改正後は取締役会を設置せず、1 名又は 2 名の取締役を置くことが可能になった。取締役会の招集通知期間は原則 7 日前から 3 日前まで短縮され、会社発起人が 1 年以内に株式譲渡できないという規定も削除された。

また、コーポレートガバナンスの強化も本改正のポイントである。董事長が取締役会を招集しないという実務上の問題点を解決するために、一定の条件を満たした場合、過半数の取締役は自ら取締役会を招集できるようになった。検査人の検査範囲は会社内部の特定取引に関わる書類に及ぶようになり、取締役の利害関係の開示範囲も拡大されている。

なお、株主権益については、株主総会招集通知に記載し又は概要を説明すべき事項の追加、株主提案権の保障の強化、株主総会の招集権の緩和(3 か月以上の期間、発行済株式の 1/2 超を保有する株主は、自ら臨時株主総会を招集できるようになった。)、株主の取締役・監査役候補者に対する指名権の保障の強化、株主及び株主総会招集権者の情報取得権の保障、検査人申立に関する株主持株要件の緩和などの規定が本改正に盛り込まれた。

上記以外にも、ベンチャー企業のビジネスイノベーション環境の整備、マネーロンダリング防止、閉鎖型株式会社の経営柔軟性の向上、グローバル環境の構築なども、本改正の重要なポイントに含まれる。無額面株式の導入、黄金株などの種類株式の追加、年 4 回の利益配当の許容、無記名株式制度の廃止、取締役・監査役・経理人・10%超の持株を保有する株主の情報に関する会社の届出義務、外国会社の認許制度の撤廃などである。本改正により、実務のビジネスに応じたより柔軟な企業経営環境が生み出され、様々な産業の発展・促進、更には台湾への投資増大が期待されている。

(2018 年 8 月 1 日に公布、2018 年 11 月 1 日より施行)

〔原文〕 [公司法](#)

「会社法第 22 条の 1 による情報届出及び管理弁法」の制定

〔ポイント〕2018 年の会社法改正により、取締役・監査役・経理人(支配人)・10%超の持株を保有する株主(以下、「届出対象者」という。)の情報に関する会社の届出義務が規定されることになった。これは、主としてマネーロンダリング防止に向けられている。本弁法は、同届出義務等の詳細を定めるものである。

会社は毎年定期的に、届出対象者の氏名又は名称、国籍、生年月日又は設立登記の年月日、身分証明書類の番号又は統一番号(会社番号)、持株数又は出資額及びその他当局が指定した事項を、電子方式で届け出る必要がある(届出プラットフォーム: <https://ctp.tdcc.com.tw/decl/auth/login>)。届出情報に変更があった場

合、変更後 15 日以内に、変更届出を行わなければならない。2018 年 11 月 1 日前に設立した会社は、2019 年 1 月 31 日まで、初回の届出を行う必要がある。届出義務違反の効果として、届出せず又は届出情報に不実記載があった場合、会社法第 22 条の 1 により過料又は会社登記抹消の処罰を受ける可能性がある。

(2018 年 10 月 31 日に公布、2018 年 11 月 1 日より施行)

〔原文〕 [公司法第二十二條之一資料申報及管理辦法](#)

「会社の外国語名称の登記」に関する通達

〔ポイント〕2018 年の会社法改正を踏まえ、会社の外国語名称の登記が可能になった。經濟部が公告した本通達によれば、外国語表示は英語に限定される。

(2018 年 11 月 8 日に公布、2018 年 11 月 1 日より施行)

〔原文〕 [經濟部公告經商字第 10702424220 號](#)

「財務諸表が公認会計士による監査が必要な会社資本金金額及び一定規模」に関する通達

〔ポイント〕2018 年の会社法改正によれば、会社資本金が「一定金額」に達した場合、又は会社資本金が一定金額に達していないが「一定規模」にある場合、会社の財務諸表は公認会計士による監査が必要である。「一定金額」とは、財務報告期間終了時に、払込資本金が 3 千万台湾ドル以上に達した場合を指す。「一定規模」とは、財務報告期間終了時に、払込資本金が 3 千万台湾ドルに達していないが、①純営業利益が 1 億台湾ドル以上、又は②労働保険に加入している従業員数が 100 人以上、のいずれかに該当する場合を指す。財務諸表は、公認会計士による監査が行われた後、株主の同意又は株主総会の承認を得なければならない。

(2018 年 11 月 8 日に公布、2019 年 1 月 1 日より施行)

〔原文〕 [經濟部公告經商字第 10702425340 號](#)

「会社登記弁法(原名称:会社の登記及び認許弁法)」の改正

〔ポイント〕2018 年の会社法改正により、「外国会社認許制度」が撤廃された。同撤廃により、本弁法の名称が「会社登記弁法」に変更され、また、会社登記実務に基づき、本弁法の条文及び関連文書書式が改正された。また、外国会社の台湾支店/駐在員事務所の設立・登記の便宜のために、当該登記許可後 30 日以内に、(必要書類である)「支店/駐在員事務所が所在する物件の所有権者同意書の写しおよび所有権証明書類の写し」を追送できるようになった。これは、外国会社の登記前において物件所有権関連書類を取得しなければならなかった従前の不便を解消するものである。

(2018 年 11 月 8 日に公布、2018 年 11 月 1 日より施行)

〔原文〕 [公司登記辦法](#)

<消費者保護規制>

「インターネット接続型ゲームサービスの契約約款の要記載事項及び記載不可事項(原名称:オンラインゲーム契約約款の要記載事項及び記載不可事項)」の改訂

〔ポイント〕經濟部は、消費者紛争防止、消費者権利を守るために、「オンラインゲーム契約約款の要記載事項及び記載不可事項」を規定している。本改訂は、オンラインゲーム及びデバイスの進歩、多様化に対応するための改訂である。本改訂ポイントは次のとおり。

- ① 規定の名称を「インターネット接続型ゲームサービスの契約約款の要記載事項及び記載不可事項」に変更。
- ② 業者に対し、射幸性がある景品・キャンペーンに関する情報の提供義務が追加。
- ③ アカウント不正利用・乗っ取りの対処について、業者は消費者の身分等の情報を確認後、当該アカウント、パ

スワード又は第三者の利用を中止・制限できる。

④ 消費者がゲームの常態設定に違反しプレーする場合又は虚偽不正の方式でゲームポイントやゲーム内商品を購入することが、契約終了事由に追加された。

⑤ ゲーム運営停止について、少なくとも 30 日前に公告し、消費者に通知する義務が追加された。

(2018 年 10 月 8 日に公布、2019 年 1 月 8 日発効)

〔原文〕 [ネットワーク遊戯サービス定型化契約記載及不得記載事項](#)

＜国際貿易規制＞

「輸出入業者登記弁法」の改正

〔ポイント〕本改正も、「外国会社認許制度」の撤廃及び会社外国語名称の登記に関する 2018 年の会社法改正を踏まえたものである。「外国会社認許制度」の撤廃に合わせて、「認許」にかかわる文言が削除された。また、会社外国語名称登記の規定に基づき、輸出入業者の英語名称について、類似してはならないという規制も削除された。一方、英語名称が同様かどうかの審査規定が追加された。

(2018 年 11 月 1 日に公布、同日施行)

〔原文〕 [出進口廠商登記辦法](#)

＜租税規制＞

「税務調査徴収法」の改正(1)

〔ポイント〕税務調査徴収法の本改正のポイントは、主として納税における電子決済の推進である。具体的には、財政部が国家政策に基づき、納税において電子決済を使用するように、納税義務者に対して積極的に奨励・指導すべきとされている。

(2018 年 11 月 21 日に公布・施行)

〔原文〕 [稅捐稽徵法](#)

「税務調査徴収法」の改正(2)

〔ポイント〕税務調査徴収法の本改正は、2018 年 11 月の改正に続くものである。本改正のポイントは次の通り。まず、悪質な脱税を抑制することを目的として、租税優遇を受ける納税者が重大な脱税行為を行った場合、脱税年度の租税優遇を停止し取り戻すことに加え、財政部は、翌年に当該納税者の氏名又は名称を公告しなければならない。

税金の納付遅延で延滞金が徴収された場合、納税者が天災など不可抗力によって、法定期間内に納税できない可能性があることを考量し、本改正では延滞金徴収の規制の緩和規定を設けた。すなわち、納税者が不可抗力又はその責に帰すことができない事由によって、法定期間内に納税できない場合、当該事由が解消された 10 日以内、具体的な証明を国税局に提出し、税金納付の延期又は分割払いを申請して承認されれば、延滞金の徴収は不要になった。

(2018 年 12 月 5 日に公布・施行)

〔原文〕 [稅捐稽徵法](#)

＜労働規制＞

「就業服務法」の改正

〔ポイント〕本改正は、雇用差別及び不公平な競争を避けることを目的としている。従前同法では、雇用主は求職者又は従業員に対し、人種、階級、言語、性別などの理由で差別してはならない、と規定していたが、本改正では、雇用差別の要素に、星座、血液型が追加された。また、求職者を保護するために、雇用主が求人募集をす

る際、その仕事の(経常的な)給与が 4 万台湾ドルに至らない場合、給与の範囲を開示又は応募者に通知しなければならないようになった。なお、外国人が台湾で就業可能な職種のうち、「補習教育法」に基づく公認の短期補習クラスの「専任外国語教師」が「専任教師」に改正されたことにより、外国語以外の外国専門人材を教師として台湾において招聘できるようになった。

(2018 年 11 月 28 日に公布・施行)

〔原文〕 [就業服務法](#)

「労働事件法」の制定

〔ポイント〕本法は、労使双方の権利保障及び労使関係の調和を促進するために、迅速、専門的、公平かつ適切に労働事件を取り扱う必要性に鑑みて制定されたものである。計 5 章 53 条で構成されている。そのポイントは次の通り。①各審級の裁判所に、労働法廷又は労働専門部署を設け、労働法専門の裁判官が労働事件の審理を担当する。②「労働事件」を広く定義した。すなわち、労働法令、就業規則、労使会議の決議、労働契約、その他労働関係などから生じた民事争議以外にも、性別工作平等法の違反、雇用差別、労働災害、組合活動、競争禁止、その他労働関係から生じた不法行為の争議も含まれる。③労働調停委員会の組成及び特殊調停手続きの規範化。④労働者による労働訴訟提起の障害要素の減少。例えば、労務提供地での訴訟提起を認めたこと、労働者側の裁判費用及び立証責任の軽減などの点である。⑤迅速的な手続進行に関する規定。すなわち、原則的に労働調停は 3 か月以内で終了すべきとされ、訴訟は弁論期日 1 回、第 1 審は 6 か月以内に審理を終了しなければならない。⑥訴訟が労働者の生計に与える影響を軽減し、即時かつ有効な権利保全を図るために、各種保全処分の手続を強化した。

(2018 年 12 月 5 日に公布、施行日は司法院が別途定める)

〔原文〕 [労働事件法](#)

「外国人停留居留及び永久居留弁法」の改正

〔ポイント〕本改正は、人材育成、確保、招聘の政策として、外国籍の優秀人材に対し台湾での就業を誘致することを目的としている。例えば、台湾で投資・就業又は就学した外国人は、仕事終了又は卒業後 6 か月間の居留延長を申請できる。また、台湾で就職活動や就業許可申請を行っていることなどの必要に応じて、6 か月間の再延長を申請でき、合計の居留延長期間は 2 回(最長 1 年)とされている。

(2018 年 12 月 5 日に公布、同日より施行)

〔原文〕 [外国人停留居留及永久居留辦法](#)

最低賃金の引き上げ

〔ポイント〕台湾労働部は、最低賃金の時給及び月給を改定した。最低賃金の時給は、改定前の 140 台湾ドルから、2019 年 1 月 1 日より 150 台湾ドルまで引き上げられた。月給は、改定前の 22,000 台湾ドルから 2019 年 1 月 1 日より 23,100 台湾ドルまで引き上げられた。

(2018 年 9 月 5 日に公布、2019 年 1 月 1 日より施行)

〔原文〕 [労働部公告労働條 2 字第 1070131233 號](#)

<証券業規制>

「証券取引法」の改正

〔ポイント〕本改正により、台湾証券取引所(Taiwan Stock Exchange)又はタイペイエクスチェンジ(Taipei Exchange)に上場している会社は、年次財務報告書を作成する際に、別途主務機関の規定に従い、従業員の平均給与および調整状況などの関連情報を開示することが義務付けられた。

(2018年12月5日に公布・施行)

〔原文〕 [証券交易法](#)

＜司法組織＞

「裁判所組織法」の改正

〔ポイント〕本改正の目的は、「大法廷制度」を確立し、法律見解の統一を求めるものである。終審裁判所として「大法廷」を設け、司法権の範囲内、法律適用の一致性を確保し、個別の裁判によって見解が異なる状況を避けること等を具体的な目的としている。今回の改正ポイントは次の通り。①最高裁判所(以下、「最高裁」という。)の民事法廷と刑事法廷に、それぞれ民事大法廷と刑事大法廷を設置したうえで、11名の裁判官を配置し、法律争議を裁判する。②最高裁各法廷が案件を審理する際に、判決の基礎となる法律見解が従前の判決の法律見解と異なる場合、大法廷に提案し、見解を統一する必要がある。③大法廷の審理は口頭弁論が開催される。④大法廷の決定は、提案した法廷が提出した案件に対して拘束力を有する。⑤これまで最高裁が法律見解を統一するために作成した「判例」は、今後は判例ではない最高裁の判決又は決定と同様の効力のみを有し、裁判所の法律見解を拘束しないものとされた。

(2019年1月4日に公布、公布日より6か月後に施行)

〔原文〕 [法院組織法](#)

「行政裁判所組織法」の改正

〔ポイント〕本改正は、「裁判所組織法」と同様、大法廷制度を確立し、法律見解の統一を求めるものである。行政訴訟の終審裁判所である最高行政裁判所に、大法廷を設置したうえで、9名の裁判官を配置し、法律争議を裁判する。なお、これまで最高行政裁判所が法律見解を統一するために作成した「判例」及び「決議」制度は廃止される。その他改正ポイントは、上記「裁判所組織法」の改正のコメント②～⑤と同様である。

(2019年1月4日に公布、施行日は司法院が別途定める)

〔原文〕 [行政法院組織法](#)



中国万感



【中国におけるネットサービスの進化】

弁護士 大内 麻子

読者の皆様の家庭は、1週間で何回スーパーに買い物に行かれるだろうか。筆者は上海に来てから1年になるが、ほとんど日用品の買い物に行った記憶がない。すべての買い物はいつでもどこでもスマートフォンで済ませることができる。今回は、上海におけるお買い物事情について、主婦目線から見ていきたいと思う。

筆者がよく利用しているネットサービスは主に3つである。

① 盒馬鮮生(フォーマー)

フォーマーは、中国のネット通販最大手であるアリババ集団が展開するスーパーである。このスーパー、実店舗もあるのだが、その店舗を倉庫に見立てており、店舗から3キロ圏内のみ配達してくれる。特筆すべきは、専用のスマートフォンアプリにて注文ができ、配達時間は30分から1時間刻みで早朝から夜11時まで選択可能であるという点だ。そして1日1回の注文であれば、バナナ1房でもコーラ1缶でも送料は無料だ。アプリ内の商品は写真付なので、中国語を読める必要もない。注文すると、配達員が電動バイクに乗って必ず時間通りに届けてくれる。実際に店舗に行くと、配達員がせっせと商品を手にとって配送用の袋に入れている光景が見られ、なかなか面白い。

さらにスーパーであるため、生活用品から生鮮食品まで何でも揃う。そして、野菜や果物などの質も十分である(ただし、ムラはある)。他にも、魚や肉と調味料がセットになった半製品や、既に調理された完成品もあり、中華のみならず「日本料理」のカテゴリーで日本蕎麦まで売っており、ラインナップが豊富である。さらに、「SOS」というカテゴリーの中に入っている商品は配送料を支払えば30分以内に配達してくれるので、いざというときに便利だ。「SOS」のカテゴリーがなかなか興味深い(トランプなど、それはSOS?!という商品もある)ので、ぜひアプリをダウンロードして見てほしい。

② Kate and Kimi

駐在員が良く利用するサイトで、中国語、日本語、英語、韓国語で買い物ができる。国際色豊かな上海ならではのサイトだ。チコリといった西洋野菜や、セージ、タイムなどのハーブ類も豊富で西洋人が多く利用しているのも頷ける。もちろん、日本の食材にも力を入れており、米や豆腐、日本人がよく使う薄切り肉なども手に入る。生鮮食品はフォーマーよりも質は高いと思うが、当日配送をしてくれない、200元以上注文しないと配送不可などの制限があり、使い勝手としては、フォーマーのほうが便利である。

③ フルーツグループチャット、

これは、上海在住の奥様が運営しているWechat(日本でいうLineと同じようなサービス)のグループチャットだ。基本的に知り合いのツテでグループに加入し、ある奥様が毎週配信してくれるフルーツリストから奥様宛に注文する。言語は英語だ。奥様は「Fruits guy」に一括して注文をし、翌日、Fruits guyが家まで届けてくれるのだ。フルーツは卸価格で安くて美味しい。なんと、奥様、英語ができないFruits guyに代わって注文を取りまとめており、特にコミッションをとっていないというから驚きだ。このグループ、200人近く登録しており、上海の高級マンションに住む駐在員や中国人がメンバーになっている。これも上海ならではのサービス(サービスというのが適切かは分からないが)である。

中国で生鮮食品の宅配が流行りだしたのがここ数年、フォーマーが登場したのも 2017 年のことである。日本でも、短時間でネットスーパーがもっともっと充実して便利になることを願うばかりである。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。